

議第165号

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年 2月29日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 一条山地区の項の次に次の1項を加える。

明倫元学区烏丸通沿道地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）明倫元学区地区地区計画の区域のうち、地区整備計画において烏丸通沿道地区として区分された区域
--------------	---

別表第1 四条通B地区の項の次に次の1項を加える。

烏丸通沿道四条南地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）烏丸通沿道四条南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------	---

別表第2 一条山地区の項の次に次の1項を加える。

明倫元学区烏丸通沿道地区及び烏丸通沿道四条南地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 風俗営業、店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (2) 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げる建築物
--------------------------	-----------	--

		(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿。ただし、当該建築物及びこれに付属するもの（門及び塀を除く。）の壁面から烏丸通の境界線までの水平距離のうち最小のものが20メートル以上であるものを除く。
--	--	--

別表第2 四条通A地区の項中「から四条通」の右に「及び烏丸通」を加え、同表京都外国語大学地区の項中「31メートル第2種高度地区」を「31メートル高度地区」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

烏丸通沿道四条南地区に係る地区計画の決定並びに明倫元学区地区及び四条通地区に係る地区計画の変更に伴い、新たに地区整備計画が定められた区域内における建築物に関する制限を定める等の必要があるので提案する。